

児童養護施設・母子生活支援施設・自立援助ホームで生活する
児童の就職時の資格取得を支援する
「ゆたかな育ちと自立」応援助成事業

令和
5
年度

社会人一年生スタート応援助成 実施要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1 趣旨

本事業では、株式会社ジェイ・ストーム(レコード・映画制作会社)からの寄付をもとに、社会的養護施設(児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム)で生活する児童等のゆたかな育ちと、社会に向けた自立への歩みを応援することを目的として、就職時の各種資格等の取得にかかる費用の一部を助成します。

2 助成対象者(以下(1)①～④、もしくは(2)①～③いずれかの要件を満たす児童)

※本要項における「児童」には、助成要件を満たす満18歳以上の者を含みます。
※過去に本助成を一部でも受けた児童は、申請できません。

(1)児童養護施設・母子生活支援施設

- ① 助成申請時に、児童養護施設もしくは母子生活支援施設に入所している、または退所しているが令和3年4月1日以降において入所していた児童。
- ② 原則として、令和6年4月から9月までの間に就職を予定していること。
※進学の場合は申請できません。
- ③ 本助成を活用して取得する資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。
- ④ 令和6年3月に高等学校を卒業し、その卒業証書等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

(2)自立援助ホーム

- ① 助成申請時に、自立援助ホームに入所している、または退所しているが令和3年4月1日以降において入所していた児童。
※退所児童については、3か月以上の継続した入所があること。
- ② 原則として、令和5年4月から令和6年9月までの間に就職した、もしくは就職を予定していること。
- ③ 本助成を活用して取得する資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

3

対象資格、助成金額

令和5年4月以降に取得した、または取得予定の次の資格。

(1)普通自動車運転免許

児童1名につき180,000円を限度として助成

(2)その他、就職時に有用な各種資格

(パソコン操作技術、簿記、TOEIC、介護福祉士、保育士など、就職にあたり取得する資格)

児童1名につき180,000円を限度として実際に要した金額を助成

※運転免許や資格の取得にかかる他の助成制度の適用を受けた(または受ける予定がある)場合は、本助成の申請はできません。ただし、措置費「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』は併用することができ、資格等取得に要した経費が特別加算費を超えた場合、その差額を申請できます。

4

提出書類・締切

(1)申請書(様式1)

提出締切 **令和6年1月31日(水)** まで ※当日消印有効

※ 既に資格取得済みの場合は、「(2)その他提出書類」を同封いただいて構いません。

(2)その他提出書類

提出締切 **令和6年3月15日(金)** まで ※当日消印有効

【児童養護施設・母子生活支援施設】

《普通自動車運転免許の場合》以下2点

- ・ 高等学校卒業証書等のコピー
- ・ 運転免許証のコピー

《その他の資格の場合》以下3点

- ・ 高等学校卒業証書等のコピー
- ・ 資格証のコピー
- ・ 支払済の費用がわかる資料
(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)

【自立援助ホーム】

《普通自動車運転免許の場合》以下1点

- ・ 運転免許証のコピー

《その他の資格の場合》以下2点

- ・ 資格証のコピー
- ・ 支払済の費用がわかる資料
(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)

※ 締切日までに資格の取得に至らない場合は、必ず「延長届」(様式2)を締切日までにご提出ください。

※ その場合、「延長届」とともに

・高等学校卒業証書等のコピー(児童養護施設・母子生活支援施設のみ)

・支払済の費用がわかる資料(領収書のコピー、振込控え 等)

をあわせてご提出いただくと、申請額の一部(上限100,000円)を先行して助成します。差額は、資格取得後に助成します。

(3)受領書 ※自立援助ホームのみ

本会から受領した助成金を児童に交付した自立援助ホームは、速やかに児童から受領書を徴収してご提出ください。

5 留意点

○児童1名につき、1つの資格等のみに助成します。

○助成申請受理通知はお送りしません。「(1)申請書」の提出後、「(2)その他提出書類」のご提出をお忘れのないよう、お願いします。

○助成申請後に資格等取得を予定している場合、各施設は、児童とよく面談いただくなどにより、取得時期の適切な目標を設定のうえ、その時期までの取得に向けて支援をいただくようお願いいたします。

○助成申請後、諸般の事情により資格の取得が難しくなった場合は、「辞退届」(様式3)をご提出ください。

○延長届に記載した取得見込になっても資格取得に至らない場合は、再度、延長届をご提出ください。

6 提出先

【児童養護施設または母子生活支援施設】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、真辺

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-6503

【自立援助ホーム】

自立援助ホーム あすなろ荘(全国自立援助ホーム協議会 事務局)

「社会人一年生スタート応援助成事業」 担当：恒松

〒204-0022 東京都清瀬市松山3-12-14

TEL：042-492-4632

7 助成金の振り込み

書類の提出状況を確認のうえ、令和6年5月中旬に助成の決定を通知します。その後、同年5月31日(金)(※予定)に助成金を申請書で指定の口座へ振り込みますので、施設から本人に交付してください。

8 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

9 問合せ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、真辺
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-6503

10 よくあるご質問

Q 書類の提出は、FAXでもいいですか？

A FAXでの書類提出は受け付けません。郵送でご提出ください。

Q 書類はどこに提出すればいいですか？

A 児童養護施設、母子生活支援施設は、全国社会福祉協議会にご提出ください。自立援助ホームは、全国自立援助ホーム協議会事務局にご提出ください。それぞれの住所など詳細は、「6. 提出先」をご確認ください。

Q 貸付制度との併用は認められますか？

A 費用の償還が必要である貸付制度であれば、併用して本助成に申請することができます。費用の償還が不要な助成制度は、本助成と併用できません。

Q 助成金の振込先口座は、児童本人の口座でもいいですか？

A 児童本人の口座を振込先とすることは原則認めません。振込先口座は施設の口座として、必ず施設が申請者として助成金の受領を確認し、児童本人に交付してください。